平成27年11月24日（火）
津島市建設部計画建築課（早川・岡崎）
電話番号0567-24-1111（内線2415）

「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づく区域を２箇所指定します
～　白浜地区・宇治地区　～

都市計画法で規定する市街化調整区域では、優良な農地等を守るとともに無秩序な土地利用を防ぐため、建築物の新築等の開発行為が厳しく制限されています。

今回指定する２箇所では、都市計画法の許可条件が一部緩和され、一定の業種の工場・研究所の建築等が可能になりました。

１　区域指定場所（11月24日付告示）

白浜町字番場及び同町字下池（約6.5ヘクタール）、宇治町字小船戸（約7.2ヘクタール）のうち別図に示した区域

２　緩和される業種及び許可要件

(1) 業種

輸送機械関連、電気・電子機器関連、繊維関連、農商工連携関連産業（企業立地促進法に基づく愛知県の基本計画における指定集積業種（**物流関連産業を除く**））

(2) 許可要件

・敷地面積が 0.3 ヘクタール以上 5.0 ヘクタール未満であること

・自己の業務用の工場・研究所であること　等

３　参考事項

・都市計画法第 34 条第 12 号の規定により、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められるもので、市街化区域で行うことが困難と認められる開発行為等について、条例で区域・用途等を定めることにより開発行為等が許可されます。本規定に基づいて「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」を制定し、平成 27 年４月１日より施行。

・当市は**平成 26 年度に都市計画法に係る開発許可等の権限が委譲**されており、**当該指定区域における開発行為等の許可は市長の権限**により行います。

・条例による区域指定済みの県内自治体（政令市、中核市、施行時特例市を除く）
刈谷市、安城市、西尾市、江南市、小牧市、稲沢市、大府市（平成 27 年 10 月 31 日現在）